

秋田県立秋田南高等学校中等部給食調理等業務委託 企画提案競技審査要領

1 目的

この審査要領は、秋田県立秋田南高等学校中等部給食調理等業務委託における企画提案競技の審査に関し、公正かつ適正に審査するために必要な事項を定める。

2 審査方法

提出された企画提案書は、「秋田県立秋田南高等学校中等部給食調理等業務委託企画提案競技審査委員会設置要綱」により組織された審査委員会が審査する。

3 評価方法

- (1) 次に記載の評価項目（9項目）について、企画提案書等により評価する。
- (2) 提出された企画提案書等を客観的に判断するため、評価結果を数値化する。
 - ① 各要求項目の重要度に応じて、ウェイト付けをする。
 - ② 企画提案内容を評価点で評価する。
 - ③ 合成評価点を算出する。〔合成評価点＝各項目の合計評価点×係数〕
 - ④ 企画提案、合成評価点等を審査し、最優秀な企画提案を選定する。

4 評価基準

- (1) 各項目に係数を設け、ウェイト（合成評価点）を次のように決定する。

評価項目	評価点	合計評価点	係数	ウェイト（合成評価点）	確認ポイント例
1 委託業務に対する基本的な考え方					
(1) 仕様書等の内容を踏まえ自社の考えを示すこと	5	5	2	10	学校の意図を理解し、意向に合致しているか
2 同種業務の実績					
(1) 過去2年以内の学校給食業務委託の実績	5	10	1	10	十分な実績があるか
(2) 過去2年以内の学校以外の施設等の給食業務委託の実績	5				十分な実績があるか
3 業務体制、運用方式					
(1) 従業員の人数、業務体制を記載すること	5	10	1.5	15	人数及び職名、勤務体制等が示されており、配置は適当か
(2) 従業員の教育について記載すること	5				研修体制、業務マニュアル等は適当か
4 危機管理、安全体制					
(1) 調理場の安全性について記載すること	5	10	2	20	有資格者を配置し、衛生基準等を熟知しているか
(2) 危機管理体制、緊急連絡体制等を記載すること	5				危機管理体制等に問題はないか
5 地産地消に対する考え方					
(1) 地場産食材の利用に対する自社の考えを示すこと	5	5	2	10	地場産食材の使用率を高める方策が示されているか

評価項目	評価点	合計評価点	係数	総合評価点	確認ポイント例
6 障がい・アレルギーのある生徒への配慮内容					
(1) 障がい・アレルギーのある生徒への配慮内容を記載すること	5	5	2	10	食形態、生徒への対応等の配慮が示されているか
7 費用（概算見積書）					
(1) 金額及び概算の内訳を示すこと	5	5	3	15	予定価格に対する割合で評価する
8 賃金水準の向上					
(1) 給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年度増加率等	5	5	1	5	平均給与額の対前年度増加率の実績により評価する
9 女性の活躍推進					
(1) 法令等に基づく届出等及び認定・表彰状況	5	5	1	5	行動計画の策定・届出、各種認定等の実績により評価する
計				100	

(2) 各項目の評価を6段階に分け、評価点を次のように決定する。

評価レベル	評価点	備考
・非常に優れている ・見積額が積算額の85%未満	5	
・優れている ・見積額が積算額の85%以上90%未満	4	
・良い ・見積額が積算額の90%以上95%未満	3	評価項目8及び9については、別添「企画提案書記載要領」の配点表による。
・一応の基準は満たしている ・見積額が積算額の95%以上100%以下	2	
・劣る ・見積額が積算額の100%を超えるもの	1	
・記述なし	0	

(3) 評価基準に対する考え方

提案内容の評価については一定の数値的基準がないため、他者との比較による評価も可能とする。

なお、全ての評価項目の評価点を「3」とした場合の総合評価点である60点以上を候補者選定の目安として審査するが、60点未満の場合でも、審査委員会において候補者にふさわしいと判断したときは候補者とすることができます。

5 選定順位

- (1) 各審査委員が評価項目について評価を行い、総合評価点を決定する。
- (2) 事務局は、各審査委員の総合評価点を集計し、総合評価点の合計が高い順に順位をつける。
- (3) 総合評価点が同点の場合は、概算見積金額が低額である者を上位に位置づける。
- (4) (2)及び(3)によっても同順位がある場合は、審査委員会設置要綱第5条により順位を決定する。